



# 茨城県報

第 1 7 1 6 号

平成17年10月20日

木 曜 日

## 目 次

### 規 則

ページ

茨城県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則 (生活衛生課) ..... 2

茨城県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課) ..... 7

### 告 示

鳥獣の保護区の指定 (環境政策課) ..... 9

鳥獣の保護区の存続期間の更新 (環境政策課) ..... 11

休猟区の指定 (環境政策課) ..... 14

銃猟禁止区域の指定 (環境政策課) ..... 15

銃猟禁止区域の存続期間の更新並びに区域及び面積の変更 (環境政策課) ..... 16

銃猟禁止区域の区域及び面積の変更 (環境政策課) ..... 17

銃猟禁止区域の存続期間の更新 (環境政策課) ..... 19

銃猟禁止区域の存続期間の更新並びに名称の変更 (環境政策課) ..... 21

救急告示診療所の申出の撤回 (医療整備課) ..... 22

救急医療協力診療所の指定 (医療整備課) ..... 22

受胎調節実地指導員の指定 (子ども家庭課) ..... 22

大規模小売店舗の変更の届出 (2件) (中小企業課) ..... 22

大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (3件) (中小企業課) ..... 24

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課) ..... 28

定款変更の認可 (農村計画課) ..... 30

道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 30

道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 31

軽油引取税に係る特約業者の指定 (県税事務所) ..... 31

土地改良事業の適当決定 (2件) (土地改良事務所) ..... 31

土地改良役員の就退任 (土地改良事務所) ..... 32

### (選挙管理委員会)

政治団体の設立届出 ..... 32

政治団体の届出事項の異動届出 ..... 33

### 公 告

環境影響評価法の対象事業の工事着手について (環境政策課) ..... 34

家畜伝染病の発生及び転帰の報告 (畜産課) ..... 34

開発行為の工事完了 (3件) (建築指導課) ..... 34

## 正 誤

平成17年10月11日付け茨城県報第1713号中.....35

## 規 則

## 茨城県規則第105号

茨城県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県食品衛生条例施行規則（昭和40年茨城県規則第102号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第9条第2項中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

別表 営業施設及び食品取扱器具に関する基準の部第1第1項第11号及び第12号中「従事者」を「食品取扱者」に改め、同部第1第2項第1号、第3号及び第4号中「機械器具類」を「機械器具」に改め、同部第1第3項中「給水、汚物処理」を「給水及び汚物処理」に改め、同項第1号ア中「水が」を「ものが」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 国公立衛生試験検査機関

別表 営業施設及び食品取扱器具に関する基準の部第1第3項第1号ア(エ)中「建築物における衛生的環境に関する法律」を「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に改め、同項第4号ア中「従事者」を「食品取扱者」に改め、同表 食品の取扱方法に関する衛生基準の部を次のように改める。

食品の取扱方法に関する衛生基準

## 第1 販売業及び製造業等に関する共通基準

## 1 食品取扱施設等における衛生管理

## (1) 共通事項

ア 日常点検その他の衛生管理を計画的に行うこと。

イ 食品を取り扱う施設、設備及び機械器具について、それらの構造及び材質並びに取り扱う食品の特性を考慮した適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定めておくこと。

ウ 衛生上支障がないよう、施設、設備、人的能力等に応じた食品の取扱い及び受注管理を行うこと。

## (2) 食品取扱施設等の衛生管理

ア 施設及びその周辺は、常に清掃し、衛生上支障がないよう保つこと。

イ 作業場には、作業に必要な物品その他の物を置かないこと。

ウ 作業場の壁、天井、床及びこれらに付属する設備は、清潔に保つこと。

エ 作業場内は、採光、照明、換気及び通風が十分であることを常に確認するとともに、必要に応じ、適切な温度及び湿度の管理を行うこと。

オ 作業場の窓及び出入口は、開放しないこと。ただし、やむを得ない場合において、じんあい等の侵入を防止する措置を講じたときは、この限りでない。

カ 排水溝は、排水がよく行われるよう、廃棄物の流出を防ぎ、かつ、清掃及び補修を行うこと。

キ 便所は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

ク 作業場内では、犬、猫その他の愛がん用の動物を飼育しないこと。

## (3) 食品取扱設備等の衛生管理

- ア 機械器具（清掃用の機械器具を含む。以下同じ。）は、その用途に応じて使用すること。
- イ 機械器具、機械器具を分解した部品及び容器は、適正な方法で洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管するとともに、故障又は破損があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用できるよう整備しておくこと。
- ウ 機械器具、機械器具を分解した部品及び容器の洗浄に洗浄剤を使用する場合は、適正な洗浄剤を適正な濃度で使用すること。
- エ 清掃用具は、使用の都度洗浄し、乾燥させるとともに、専用の場所に保管すること。
- オ 温度計、圧力計、流量計その他の計器類及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置は、定期的にその精度又は機能を点検すること。
- カ 洗浄剤、消毒剤その他の薬剤は、それらの薬剤である旨を表示した容器に入れ、かつ、食品等を汚染することのないよう区分して保管すること。
- キ 手洗設備には、水を十分に供給するとともに、手指の洗浄に適した消毒液、紙タオル等を備え、常に使用できる状態にしておくこと。
- ク 洗浄設備は、常に清潔で衛生的に保つこと。

## (4) そ族、昆虫等対策

- ア そ族、昆虫等が発生しないよう、施設及びその周辺の管理を適切に行うこと。
- イ 施設及びその周辺には、防そ及び防虫設備を設け、定期的にその機能を点検し、必要に応じ補修等を行うこと。
- ウ そ族、昆虫等の発生場所について、毎年1回以上調査を行い、当該調査の結果に基づき、そ族、昆虫等の防除ための措置を講ずること。この場合において、当該調査の結果及び講じた措置の記録は、1年間保存すること。
- エ 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、食品等を汚染しないよう、適切な措置を講ずること。
- オ 原材料、製品、包装の資材等は、ふた付きの容器に入れる等の措置を講じた上で、床及び壁から離して保管すること。

## (5) 使用する水等の管理

- ア 食品の製造、加工、処理、保管その他の過程において使用する水（飲用に適した水以外の水を使用しても衛生上支障がないと認められる場合において使用する水を除く。）及び飲用に供する水（以下「食品の製造等に使用する水」という。）は、飲用に適した水であること。また、食品の製造等に使用する水以外の水が食品の製造等に使用する水に混入しないようにすること。
- イ 食品の製造等に使用する水が水道水以外の水である場合は、毎年1回以上（災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合は、その都度）水質検査を行うこと。
- ウ イの水質検査の結果を証する書類は、1年間（取り扱う食品の販売の用に供される期間、賞味期限等を考慮して1年を超えて保存する必要があると認められる場合にあつては、必要と認められる期間）保存すること。
- エ イの水質検査の結果、食品の製造等に使用する水が飲用に適さないことが判明したときは、直ちに、保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。
- オ 食品の製造等に使用する水が水道水以外の水である場合は、滅菌装置又はろ過機その他の浄水装置が正常に作動していることを定期的に確認すること。
- カ 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔で衛生的に保つこと。

キ 氷は、飲用に適した水から作ること。また、氷は、衛生的に取り扱うこと。

ク 使用した水を再利用する場合にあつては、衛生上支障がないよう必要な処理を行うこと。また、当該処理の工程は、適切に管理すること。

(6) 廃棄物及び排水の取扱い

ア 廃棄物の保管その他の取扱いについて定めておくこと。

イ 廃棄物を保管する容器は、他の容器と明確に区別できるようにするとともに、汚液又は汚臭が漏れないよう常に清潔で衛生的に保つこと。

ウ 廃棄物の保管場所は、衛生上支障がないよう適切に管理すること。

エ 廃棄物及び排水の処理は、適切に行うこと。

(7) 食品等の取扱い

ア 原材料は、品質、鮮度、表示、仕入経路、温度管理の状況、包装の状態等について点検し、衛生上支障がないことを確認した上で仕入れること。

イ 冷蔵庫、冷凍室その他の保管設備の内部は、常に清掃し、清潔で衛生的に保つとともに、食品等が相互に汚染しないよう区画すること。

ウ 添加物を使用する場合は、正確にひょう量し、適正に使用すること。

エ 食品は、当該食品の特性に応じ、製造、保管、運搬、販売その他の各過程において、時間及び温度の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこと。

オ 加熱等による加工処理を行う食品の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。

カ 製造又は加工を行う区画へは、当該区画で作業を行う者以外の者が立ち入ることのないようにすること。ただし、作業を行う者以外の者に衛生的な作業着等を着用させ、手指の洗浄及び消毒を行わせること等により食品等が汚染するおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

キ 加熱処理を行っていない食品を取り扱った機械器具及び容器により他の食品を取り扱う場合は、他の食品を取り扱う前に当該機械器具及び容器について必要な洗浄及び消毒を行うこと。

ク 容器包装は、製品を汚染や損傷から保護し、適切な表示が行える物を使用すること。

ケ 食品等の製造又は加工に当たっては、異物及び食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第6に掲げる食品その他の食品であつて原材料以外のものの混入を防止するための措置を講ずること。

(8) 製品の自主検査及び記録の保存

成分規格の定めのある食品及び添加物（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第4条第1項に規定する添加物を除く。）又は使用基準の定めのある添加物を使用して食品を製造し、又は加工するときは、次に掲げるところにより定期的に当該成分規格又は使用基準に係る検査を行い、その記録を1年間保存すること。

ア 細菌学的検査

(ア) 製造業等のうち製品を製造場、加工場又は処理場と併設する店舗において販売することを主とする営業にあつては、年2回以上実施すること。

(イ) (ア)以外の製造業等にあつては、年4回以上実施すること。

イ 理化学的検査

(ア) 製造業等のうち製品を製造場、加工場又は処理場と併設する店舗において販売することを主とする営業にあつては、年2回以上実施すること。

(イ) (ア)以外の製造業等にあつては、年4回以上実施すること。

(9) 食品衛生責任者

ア 施設又はその部門（営業者が作業上の必要に応じて定める施設内の管理運営上の区分をいう。以下同じ。）

ごとに食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）1人を置くこと。ただし、施設又はその部門が2以上ある場合であつて、当該2以上ある施設又は部門において専ら食品等の取扱いに従事する者が5人以下であり、かつ、当該2以上ある施設又は部門が同一建物内にあるときは、食品衛生責任者は当該2以上ある施設又は部門を通じて1人で足りるものとし、営業期間が6月以内の施設（知事が指定する施設を除く。）については、食品衛生責任者を置くことを要しない。

イ 保健所長の指示に従い、食品衛生責任者に保健所長が行う講習会又は知事が適正と認めて指定する講習会を定期的に受講させること。

ウ 食品衛生責任者に衛生管理に当たらせるとともに、衛生管理上必要な事項について営業者に対し意見を述べさせること。この場合において、当該食品衛生責任者の意見を尊重すること。

エ 食品衛生責任者を定めたときは、その氏名を施設の見やすい場所に掲示すること。

## 2 食品取扱施設等における食品取扱者等の衛生管理

ア 食品取扱者の健康診断は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して行うこと。

イ 保健所長から検便又は健康診断を受けるべき旨の指示があつたときは、必ず食品取扱者にこれを受けさせること。

ウ 次の症状を呈している食品取扱者には、その旨を営業者又は食品衛生責任者に報告させ、食品の取扱作業に従事させないようにするとともに、医師の診断を受けさせること。

(ア) 下痢

(イ) 発熱

(ウ) 腹痛

(エ) 吐き気

(オ) おう吐

(カ) その他飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかかっていることが疑われる症状

エ 食品取扱者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項に規定する一類感染症、同条第3項に規定する二類感染症、同条第4項に規定する三類感染症その他知事が必要に応じて指定する感染症の患者（当該感染症の病原体を保有している者であつて当該感染症の症状を呈していないものを含む。）であることが判明した場合は、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまで食品に直接接触する作業に従事させないこと。

オ 作業場内では、食品取扱者に衛生的な作業着、帽子、必要に応じマスク等を着用させ、及び専用の履物を使用させること。

カ 食品取扱者に、つめを短く切らせ、マニキュア等を付けさせないこと。また、作業前及び用便後のほか、作業中も、必要に応じ手指の洗浄及び消毒を行わせること。

キ 作業場内では、食品取扱者に所定の場所以外での着替え、喫煙、飲食その他作業場又は食品等を汚染するおそれのある行為をさせないこと。

ク 食品取扱者その他の従事者に保健所長の指示する衛生に関する講習を受講させ、及び洗浄剤その他の薬剤を取り扱う食品取扱者に当該薬剤の安全な取扱いについての教育を行うほか、食品取扱者その他の従事者に対する衛生教育を実施すること。

## 3 その他の衛生管理

### (1) 運搬等

ア 食品の運搬又は配送に用いる車両、コンテナ等（以下「車両等」という。）は、容易に洗浄又は消毒ができる構造の物を使用するものとし、食品及び容器包装を汚染するおそれのある物を使用しないこと。また、

車両等は、常に清潔にするとともに、必要に応じ補修を行い、適切に管理すること。

イ 食品と食品以外の物を混載して運送し、又は配送する場合は、食品以外の物による食品の汚染を防止するため、食品を適切な容器に入れる等の方法により食品以外の物と区分すること。

ウ 運搬又は配送中の食品がじんあい等に汚染されないよう管理すること。

エ 食品をばら積みの方により運搬し、又は配送する場合は、必要に応じ、食品専用の車両又はコンテナを使用すること。この場合においては、車両又はコンテナに食品専用である旨を明示すること。

(2) 回収及び廃棄

ア 販売等をした食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において当該食品等を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法、当該食品等の販売等に係る施設の所在する地域を管轄する保健所長への報告等の手順を定めておくこと。

イ 回収された食品等は、その他の食品等と明確に区分して保管し、保健所長の指示に従って適切に廃棄等の措置を講ずること。

(3) 衛生管理記録簿

衛生管理記録簿を備え、これに衛生管理の実施の状況を記録すること。

第 2 販売業に関する基準

容器包装されていないそうざい又は弁当類を販売する場合は、異物が混入し、及び病原微生物により汚染されないように適切な措置を講ずること。

第 3 製造業等に関する業種別基準

1 漬物製造業

(1) ふきんは、清潔なものを豊富に備え、使用後は、熱湯、蒸気、殺菌剤その他適当な方法で消毒し、乾燥させ、衛生的に保管すること。

(2) まな板、包丁、保管容器及び器具類は、洗浄しやすい構造のものをその用途に応じて使用し、汚染の都度又は作業終了後に洗浄及び消毒を十分に行うとともに、常に清潔で衛生的に保つこと。

2 魚介類加工業

(1) ふきんは、清潔なものを豊富に備え、使用後は、熱湯、蒸気、殺菌剤その他適当な方法で消毒し、乾燥させ、衛生的に保管すること。

(2) まな板、包丁、保管容器及び器具類は、洗浄しやすい構造のものをその用途に応じて使用し、汚染の都度又は作業終了後に洗浄及び消毒を十分に行うとともに、常に清潔で衛生的に保つこと。

(3) ふぐを取り扱う場合は、次のとおりとすること。

ア ふぐの処理を行う者は、ふぐの種類の見分け、有毒部位の確実な除去及び廃棄その他ふぐの適切な処理に関する十分な知識と経験を有するものとする。

イ ふぐの処理に用いるまな板、包丁、ふきんその他の器具は専用のもとし、これらを他の用途に供しないこと。

3 そうざい半製品等製造業

(1) ふきんは、清潔なものを豊富に備え、使用後は、熱湯、蒸気、殺菌剤その他適当な方法で消毒し、乾燥させ、衛生的に保管すること。

(2) まな板、包丁、保管容器及び器具類は、洗浄しやすい構造のものをその用途に応じて使用し、汚染の都度又は作業終了後に洗浄及び消毒を十分に行うとともに、常に清潔で衛生的に保つこと。

(3) 食品取扱者は、食肉等を取り扱う場合には、食肉等が直接接触する部分が繊維製品その他洗浄及び消毒を行うことが困難な材質でできた手袋を原則として使用しないこと。

## 4 液卵製造業

冷蔵庫及び冷凍庫内の温度を1日1回以上点検し、その結果を記録するとともに、その記録を1年間保存すること。

## 第4 行商に関する基準

- (1) 行商に従事する者は、身体及び被服を清潔にし、行商する魚介類の衛生保持に努め、保健所長から検便又は健康診断を受けるべき旨の指示があつたときは、必ずこれを受けること。
- (2) 容器の見やすいところに行商人の住所及び氏名を明記すること。
- (3) 容器包装に入れられていない魚介類を取り扱うときは、衛生的な手袋その他の器具を用い、直接魚介類に手指を触れないこと。
- (4) 駅前その他の人の混雑する場所で販売しないこと。
- (5) 新聞紙又は雑誌の紙を直接魚介類に触れるような包装に用いないこと。
- (6) 行商中は、氷又は蓄冷材を用い、鮮度を保つこと。
- (7) 調理した魚介類と調理していない魚介類は、それぞれ別の容器に納めること。
- (8) 行商中は、調理し、又は加工しないこと。ただし、依頼者の施設を使つて調理し、又は加工するときは、この限りでない。
- (9) 刺身は販売しないこと。

様式第1号中「24 従事者」を「24 食品取扱者」に改める。

様式第4号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 茨城県規則第106号

茨城県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

茨城県食品衛生法施行細則（昭和47年茨城県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項を次のように改める。

条例別表第1第1 食品取扱施設等における衛生管理の部第2項第9号及び同部第3項第9号の知事が定める衛生管理に関する措置は、別表第1のとおりとする。

第11条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「条例別表第1第5項」を「条例別表第1第1 食品取扱施設等における衛生管理の部第8項」に改め、同項第1号ア中「製造業等」を「食品等の製造業、加工業又は処理業（以下「製造業等」という。）」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項中「条例別表第1第7項第1号ただし書」を「条例別表第1第1 食品取扱施設等における衛生管理の部第9項第1号ただし書」に改め、同項を同条第3項とし、同条に次の2項を加える。

4 条例別表第1第2 食品取扱施設等における食品取扱者等の衛生管理の部第3号の規則で定める症状は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 下痢
- (2) 発熱
- (3) 腹痛

(4) 吐き気

(5) おう吐

(6) 前各号に掲げるもののほか、飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかかっていることが疑われる症状

5 条例別表第1第2 食品取扱施設等における食品取扱者等の衛生管理の部第4号の規則で定める感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項に規定する一類感染症、同条第3項に規定する二類感染症、同条第4項に規定する三類感染症その他知事が必要に応じて指定する感染症とする。

第11条の2第1項中「機械器具類」を「機械器具」に改め、同条第2項第4号中「建築物における衛生的環境に関する法律」を「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に改める。

第13条第2項中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第20条中「、省令第69条及び省令第70条」を「から第70条まで」に改める。

様式第2号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第3号中「24 従事者」を「24 食品取扱者」に改める。

別表第1第1項第2号中「使用区分に従い、洗浄しやすい構造のものを使用し」を「洗浄しやすい構造のものをその用途に応じて使用し、汚染の都度又は作業終了後に洗浄及び消毒を十分に行うとともに」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 生食用食品を調理する専用のまな板、包丁その他の器具の洗浄及び消毒は、化学的合成品たる添加物（次亜塩素酸ナトリウムを除く。）が残存しない方法その他の方法で適切に行うこと。

別表第1第2項第2号中「使用区分に従い、洗浄しやすい構造のものを使用し」を「洗浄しやすい構造のものをその用途に応じて使用し、汚染の都度又は作業終了後に洗浄及び消毒を十分に行うとともに」に改め、同表第4項中第3号を削り、同表第6項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を削り、同表第7項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を削り、同表第8項中第6号を削り、同表第9項第3号中「機械器具類」を「機械器具」に改め、同表第10項中第4号を削り、同表第11項中第9号を第10号とし、第8号を削り、同項第7号中「従事者」を「食品取扱者」に、「手袋」を「材質でできた手袋」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 生食用食肉等を処理する専用のまな板、包丁その他の器具の洗浄及び消毒は、摂氏83度以上の温湯により行うこと。

別表第1第11項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 牛枝肉から<sup>せき</sup>脊柱を除去する場合は、背根神経節を破壊しないよう十分注意すること。

別表第1第12項第2号中「使用区分に従い、洗浄しやすい構造のものを使用し」を「洗浄しやすい構造のものをその用途に応じて使用し、汚染の都度又は作業終了後に洗浄及び消毒を十分に行うとともに」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号を削り、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 牛枝肉から<sup>せき</sup>脊柱を除去する場合は、背根神経節を破壊しないよう十分注意すること。

別表第1第12項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 生食用食肉等を調理する専用のまな板、包丁その他の器具の洗浄及び消毒は、摂氏83度以上の温湯により行うこと。

別表第1第13項第3号中「とともに、流通過程における温度管理は、流通末端まで適正に取り扱う」を削り、同項第4号を次のように改める。

(4) 自記温度計による製品の加熱及び殺菌温度の記録は、1年間保存すること。



別表第 1 第14項第 2 号中「使用区分に従い、洗浄しやすい構造のものを使用し」を「洗浄しやすい構造のものをその用途に応じて使用し、汚染の都度又は作業終了後に洗浄及び消毒を十分に行うとともに」に改め、同項第 3 号中「さし身」を「刺身」に改め、同項中第 9 号を第10号とし、第 3 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 生食用魚介類を調理する専用のまな板、包丁その他の器具の洗浄及び消毒は、化学的合成品たる添加物（次亜塩素酸ナトリウムを除く。）が残存しない方法その他の方法で適切に行うこと。

別表第 1 第16項第 5 号を次のように改める。

- (5) 自記温度計による製品の加熱及び殺菌温度の記録は、1 年間保存すること。

別表第 1 第19項に次の 1 号を加える。

- (5) 自記温度計による製品の加熱及び殺菌温度の記録は、1 年間保存すること。

別表第 1 第20項中第 9 号を削り、同表第21項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同表第 22 項を次のように改める。

## 22 氷雪販売業

氷雪の取扱い及び保管は、すのこその他清潔で衛生的な取扱台の上で行うこと。

別表第 1 第23項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

別表第 1 第29項第 2 号中「水切り作業」を「成型水切り作業」に、「豆腐」を「成型枠」に改め、同項中第 5 号を削り、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 豆腐を包装直後に急冷する場合は、冷却水槽の温度管理を十分に行うこと。

別表第 1 第30項中第 3 号及び第 4 号を削り、同表第32項第 2 号中「使用区分に従い、洗浄しやすい構造のものを使用し」を「洗浄しやすい構造のものをその用途に応じて使用し、汚染の都度又は作業終了後に洗浄及び消毒を十分に行うとともに」に改め、同表第33項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同表第34項第 1 号を次のように改める。

- (1) 原材料は、仕入れの都度、その物質名、仕入先等を点検し、その結果を記録しておくこと。

別表第 1 第34項第 2 号中「製品」を「原材料及び製品」に、「他のもの」を「医薬品、医薬部外品その他工業薬品（以下「医薬品等」という。）」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、衛生上支障がないと認められるときは、この限りでない。

別表第 2 第 3 項から第 9 項まで、第11項及び第13項の規定中「機械器具類」を「機械器具」に改め、同表第14項第 3 号中「さし身」を「刺身」に、「摂氏 5 度」を「摂氏10度」に改め、同表第16項、第19項から第21項まで及び第23 項から第33項までの規定中「機械器具類」を「機械器具」に改め、同表第34項第 1 号中「規格基準」を「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）」に改め、同項第 3 号及び第 4 号中「機械器具類」を「機械器具」に改め、同項第 5 号中「機械器具類」を「機械器具」に、「医薬品、医薬部外品その他工業薬品（以下「医薬品等」という。）」を「医薬品等」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

## 告 示

---

茨城県告示第1206号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第 1 項の規定によ

り次のとおり鳥獣保護区を指定したので、法第28条第9項において準用する法第15条第2項の規定により告示する。

平成17年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 (1) 鳥獣保護区の名称

龍ヶ崎市森林公園鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

龍ヶ崎市泉町地内の県道竜ヶ崎阿見線と市道2-252号線との交点を起点とし、同県道を南西へ進み市道18号線との交点に至り、同市道を北へ進み市道2-252号線との交点に至り、同市道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 鳥獣保護区の面積

45ヘクタール

(4) 鳥獣保護区の存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

(5) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当地域は、ふれあい広場、自然観察の森、野鳥観察小屋などが整備されている龍ヶ崎市森林公園を中心とする区域であり、地域住民が野生鳥獣とのふれあいをはじめ、広く自然と親しむことができるようにするため、身近な鳥獣生息地の鳥獣保護区として指定する。

ウ 管理方針

定期的な巡視などにより静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

2 (1) 鳥獣保護区の名称

宮山鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

筑西市宮山地内の県道下妻真壁線と農道との交点(田中橋)を起点とし、同農道を北へ進み市道明8-0581号線との交点に至り、同市道を東へ進み市道明8-0590号線との交点に至り、同市道を東へ進み市道明8-0581号線との交点に至り、同市道を東へ進み市道明8-0580号線との交点に至り、同市道を南へ進み県道下妻真壁線との交点に至り、同県道を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 鳥獣保護区の面積

20ヘクタール

(4) 鳥獣保護区の存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

(5) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当地域は、筑西市の文化・レクリエーションゾーンとして人々に親しまれている宮山ふるさとふれあい公園を中心とした区域であり、鳥獣の生息に適した場所である。このため、地域住民が野生鳥獣とのふれあい

を深め、広く自然と親しむことができるよう、身近な鳥獣生息地の鳥獣保護区として指定する。

ウ 管理方針

定期的な巡視などにより静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

茨城県告示第1207号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項の規定により次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、法第28条第9項において準用する法第15条第2項の規定により告示する。

平成17年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 (1) 鳥獣保護区の名称

五浦鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

北茨城市大津町地内の県道塙大津港線と市道大津平潟線との交点を起点とし、同市道を北へ進み県道五浦海岸線との交点に至り、同県道を北へ進み市道大津平潟線との交点に至り、同市道を北へ進み県道平潟港線との交点に至り、同県道を東へ進み平潟港に至り、平潟港から海岸線を東へ進み大津港に至り、大津港外周を北へ進み県道塙大津港線との交点に至り、同県道を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 鳥獣保護区の面積

112ヘクタール

(4) 鳥獣保護区の存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

(5) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、茨城県の北東端に位置し、海に突出した丘陵地で、マツや広葉樹を主体とした森林地帯であり、野生鳥獣の生息地になっているほか、海岸線の崖には多くの野鳥が生息している。このため、当該地域の良好な環境のもとで野生鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区に指定する。

ウ 管理方針

定期的な巡視などにより静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

2 (1) 鳥獣保護区の名称

大中鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

常陸太田市小中町粕塚地内の国道349号線と市道運動公園線との交点を起点とし、同市道を東へ進み里美運動公園外周に至り、同運動公園外周を南東へ進み林道野中入線との交点に至り、同林道を南東へ進み市道折橋湯平線との交点に至り、同市道を南西へ進み国道461号線との交点に至り、同国道を南西へ進み国道349号線との交点に至り、同国道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 鳥獣保護区の面積

320ヘクタール

(4) 鳥獣保護区の存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

(5) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当地域はスギ、ヒノキの人工林と広葉樹林を主体とした起伏に富んだ丘陵地で、野生鳥獣の良好な生息地となっており、野生鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区に指定する。

ウ 管理方針

定期的な巡視などにより静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

3 (1) 鳥獣保護区の名称

五里平鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

常陸太田市町屋町地内の市道7065号線と市道0206号線との交点を起点とし、市道7065号線を北東へ進み市道7055号線との交点に至り、市道7055号線を東へ進み国有林水戸103林班に至り、同国有林と民有林との境界を北東へ進み市道7054号線との交点に至り、同市道を北東へ進み常陸太田市と日立市との行政界に至り、同行政界を南東へ進み市道7053号線との交点に至り、同市道を南へ進み市道0206号線との交点に至り、市道0206号線を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 鳥獣保護区の面積

230ヘクタール

(4) 鳥獣保護区の存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

(5) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当地域は高鈴山から南西山麓に続く起伏に富んだ地形で、その一部が高鈴県立自然公園の区域にあたり、スギ、ヒノキ、マツを主体とした山林で、自然環境に恵まれた地域であることから、野生鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区に指定する。

ウ 管理方針

定期的な巡視などにより静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

4 (1) 鳥獣保護区の名称

笠間湖鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

笠間市飯田地内の県道笠間緒川線と市道0118号線との交点を起点とし、同県道を北西へ進み広域農道ピーフラインとの交点に至り、同広域農道を北東へ進み笠間市と城里町の行政界との交点に至り、同行政界を東へ進み県道真端水戸線との交点に至り、同県道を南へ進み市道0118号線との交点に至り、同市道を南西へ進み起点

に至る線で囲まれた区域

(3) 鳥獣保護区の面積

210ヘクタール

(4) 鳥獣保護区の存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

(5) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

針葉樹林と広葉樹林に囲まれた飯田ダム周辺及び湖面の自然環境を保全するとともに、生息する野生鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区に指定する。

ウ 管理方針

定期的な巡視などにより静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

5 (1) 鳥獣保護区の名称

三ッ石森林公園鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

かすみがうら市三ッ石森林公園の境界線で囲まれた区域

(3) 鳥獣保護区の面積

5ヘクタール

(4) 鳥獣保護区の存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

(5) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

かすみがうら市北部に位置する三ッ石森林公園は、野生鳥獣の生息に適した環境となっていることから、野生鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区に指定する。

ウ 管理方針

定期的な巡視などにより静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

6 (1) 鳥獣保護区の名称

愛宕山鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

西茨城郡岩間町大字上郷地内の、岩間町と石岡市の行政界と林道団子石線との交点を起点とし、同林道を北東へ進み町道西 - 188号線との交点に至り、同町道を北東へ進み町道1級 - 1号線との交点に至り、同町道を東へ進み国道355号線との交点に至り、同国道を南へ進み岩間町と石岡市の行政界との交点に至り、同行政界を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 鳥獣保護区の面積

807ヘクタール

## (4) 鳥獣保護区の存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## (5) 鳥獣保護区の保護に関する指針

## ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## イ 鳥獣保護区の指定目的

当地域は吾国愛宕県立自然公園の区域内にあり、スギ、ヒノキ、アカマツなどの人工林をはじめ多くの広葉樹が広がり、自然環境に恵まれていることから、多くの野生鳥獣が生息している。このため、野生鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区に指定する。

## ウ 管理方針

定期的な巡視などにより静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

## 7 (1) 鳥獣保護区の名称

波崎南鳥獣保護区

## (2) 鳥獣保護区の区域

神栖市谷田部地内の県道深芝浜波崎線との市道1-5号線と交点を起点とし、同県道を南へ進み市道2-16号線との交点に至り、同市道を西へ進み国道124号線との交点に至り、同国道を北へ進み同市谷田部仲新田地内の旧国道124号線との交点に至り、同旧国道を北へ進み市道1-5号線との交点に至り、同市道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## (3) 鳥獣保護区の面積

900ヘクタール

## (4) 鳥獣保護区の存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## (5) 鳥獣保護区の保護に関する指針

## ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## イ 鳥獣保護区の指定目的

当地域は、クロマツの一斉林地帯であり、野生鳥獣が多く生息しているが、開発の進展に伴い生息数が減少傾向にある。このため、野生鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区に指定する。

## ウ 管理方針

定期的な巡視などにより静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

## 茨城県告示第1208号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第34条第1項の規定により次のとおり休猟区を指定したので、法第34条第3項の規定により告示する。

平成17年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 (1) 休猟区の名称

金砂郷休猟区

(2) 休猟区の区域

常陸太田市内の県道常陸那珂港山方線と県道常陸太田烏山線との交点を起点とし、県道常陸太田烏山線を南東へ進み市道6-01号線との交点に至り、同市道を南へ進み市道-6号線との交点に至り、市道-6号線を南へ進み市道1196号線との交点に至り、市道1196号線を南東へ進み市道-9号線との交点に至り、市道-9号線を東へ進み県道和田上河合線との交点に至り、同県道を南へ進み県道富岡玉造常陸太田線との交点に至り、県道富岡玉造常陸太田線を西へ進み市道-6号線との交点に至り、同市道を北へ進み市道-8号線との交点に至り、市道-8号線を北へ進み市道-4号線との交点に至り、市道-4号線を北西へ進み市道947号線との交点に至り、市道947号線を南西へ進み市道736号線との交点に至り、市道736号線を南へ進み県道常陸那珂港山方線との交点に至り、同県道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 休猟区の面積

1,406ヘクタール

(4) 休猟区の存続期間

平成17年11月1日から平成19年10月31日まで

2 (1) 休猟区の名称

小妻休猟区

(2) 休猟区の区域

常陸太田市小妻町行石地内の国道349号線と県道上君田小妻線との交点を起点とし、同県道を東へ進み市道生田入支線との交点に至り、同市道を南へ進み市道生田入線との交点に至り、市道生田入線を西へ進み国道349号線との交点に至り、同国道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 休猟区の面積

1,500ヘクタール

(4) 休猟区の存続期間

平成17年11月1日から平成19年10月31日まで



茨城県告示第1209号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第35条第1項の規定により次のとおり銃猟禁止区域を指定したので、法第35条第12項において準用する法第34条第3項の規定により告示する。

平成17年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 (1) 銃猟禁止区域の名称

北浦複合団地銃猟禁止区域

(2) 銃猟禁止区域の区域

行方市三和地内の県道水戸鉾田佐原線、市道（北）203号線及び市道（北）1585号線との交点を起点とし、市道（北）1585号線を西へ進み市道（北）1586号線との交点に至り、市道（北）1586号線を北へ進み市道（北）1240号線との交点に至り、市道（北）1240号線を北へ進み市道（北）1471号線との交点に至り、市道（北）1471号線を北へ進み市道（北）203号線との交点に至り、市道（北）203号線を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 銃猟禁止区域の面積

32ヘクタール

(4) 銃猟禁止区域の存続期間

平成17年11月 1 日から平成37年10月31日まで

2 (1) 銃猟禁止区域の名称

龍ヶ崎市半田・塗戸銃猟禁止区域

(2) 銃猟禁止区域の区域

県道竜ヶ崎潮来線と県道美浦栄線との交点を起点とし、県道美浦栄線を北へ進み市道 3 - 311号線との交点に至り、市道 3 - 311号線を東へ進み市道 - 15号線に至り、市道 - 15号線を東へ進み市道 3 - 353号線に至り、市道 3 - 353号線を東へ進み龍ヶ崎市と稲敷市との行政界に至り、同行政界を南へ進み県道竜ヶ崎潮来線との交点に至り、同県道を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 銃猟禁止区域の面積

88ヘクタール

(4) 銃猟禁止区域の存続期間

平成17年11月 1 日から平成37年10月31日まで

茨城県告示第1210号

昭和60年10月31日茨城県告示第1481号で告示した日高銃猟禁止区域、平成 3 年10月31日茨城県告示第1194号で告示した下小川銃猟禁止区域、平成 2 年10月29日茨城県告示第1305号で告示した東海銃猟禁止区域及び昭和60年10月31日茨城県告示第1482号で告示した大古山銃猟禁止区域について、存続期間を更新し、並びに区域及び面積を変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第35条第12項において準用する法第34条第 3 項の規定により告示する。

平成17年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 (1) 銃猟禁止区域の名称

日高銃猟禁止区域

(2) 変更後の区域

日立市折笠町地内の市道532号線と国道 6 号線との交点を起点とし、国道 6 号線を南へ進み市道1086号線との交点に至り、同市道を西へ進み市道1081号線との交点に至り、同市道を西へ進み市道532号線との交点に至り、同市道を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 変更後の面積

96ヘクタール

(4) 銃猟禁止区域の存続期間

平成17年11月 1 日から平成37年10月31日まで

2 (1) 銃猟禁止区域の名称

下小川銃猟禁止区域

(2) 変更後の区域

常陸大宮市盛金地内の、常陸大宮市と大子町との行政界と国道118号線との交点を起点とし、同国道を南へ進み市道 1 級 8 号線との交点に至り、同市道を南へ進み県道常陸太田烏山線との交点に至り、同県道を南西へ進み国道118号線との交点に至り、同国道を北西へ進みJR水郡線との交点に至り、同鉄道を北へ進み市道 - 533号線との交点に至り、同市道を南西へ進み市道 - 500号線との交点に至り、市道 - 500号線を北へ進み市道 - 494号線との交点に至り、市道 - 494号線を北へ進み市道 - 449号線との交点に至り、市道 - 449号線を北へ進み入山川との交点に至り、同河川を東へ進みJR水郡線との交点に至り、同鉄道を北へ進み久慈



川との交点に至り、同河川を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 変更後の面積

189ヘクタール

(4) 銃猟禁止区域の存続期間

平成17年11月1日から平成37年10月31日まで

3 (1) 銃猟禁止区域の名称

東海銃猟禁止区域

(2) 変更後の区域

那珂郡東海村地内の、東海村と日立市の行政界と国道245号との交点を起点とし、同国道を南へ進み東海村とひたちなか市の行政界との交点に至り、同行政界を西へ進み東海村と那珂市の行政界との交点に至り、同行政界を北へ進み東海村と日立市の行政界との交点に至り、同行政界を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 変更後の面積

3,106ヘクタール

(4) 銃猟禁止区域の存続期間

平成17年11月1日から平成37年10月31日まで

4 (1) 銃猟禁止区域の名称

大古山銃猟禁止区域

(2) 変更後の区域

西茨城郡友部町大字大古山地内の町道1級12号線と町道2級12号線との交点を起点とし、町道2級12号線を南東へ進み友部町大字大古山475番地2に隣接する農道との交点に至り、同農道を南へ進み友部町大字大古山499番地30に至り、同農道を西へ進み町道1級12号線との交点に至り、同町道を南へ進み友部町大字大古山499番地45に隣接する農道との交点に至り、同農道を南西へ進み友部町と岩間町の行政界との交点に至り、同行政界を西へ進み町道3372号線との交点に至り、同町道を北へ進み友部町大字463番地9に隣接する農道に至り、同農道を北へ進み町道3297号線との交点に至り、同町道を東へ進み町道1級12号線との交点に至り、町道1級12号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 変更後の面積

21ヘクタール

(4) 銃猟禁止区域の存続期間

平成17年11月1日から平成37年10月31日まで



茨城県告示第1211号

平成14年10月31日茨城県告示第1410号で告示した研究学園都市北銃猟禁止区域の区域及び面積を変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第35条第12項において準用する法第34条第3項の規定により告示する。

平成17年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 (1) 銃猟禁止区域の名称

研究学園都市北銃猟禁止区域

(2) 変更後の区域

茨城県つくば市和台地内の1級市道15号線と1級市道13号線との交点を起点とし、1級市道15号線を東へ進

み国道408号線との交点に至り、同国道を南へ進み市道2 - 1001号線との交点に至り、同市道を北東へ進み市道2 - 1179号線との交点に至り、市道2 - 1179号線を南東へ進み市道2 - 1158号線との交点に至り、市道2 - 1158号線を南東へ進み市道4 - 1007号線との交点に至り、市道4 - 1007号線を南東へ進み1級市道43号線との交点に至り、1級市道43号線を北東へ進み県道藤沢荒川沖線との交点に至り、同県道を南東へ進み市道4 - 2305号線との交点に至り、同市道を北東へ進み1級市道44号線との交点に至り、1級市道44号線を北東へ進み県道土浦大曾根線との交点に至り、同県道を南東へ進み市道4 - 2598号線との交点に至り、同市道を南へ進み市道4 - 2441号線との交点に至り、市道4 - 2441号線を南へ進み市道4 - 2445号線との交点に至り、市道4 - 2445号線を西へ進み2級市道26号線との交点に至り、2級市道26号線を南西へ進み市道4 - 2376号線との交点に至り、市道4 - 2376号線を北西へ進み県道藤沢荒川沖線との交点に至り、同県道を南東へ進み市道4 - 3303号線との交点に至り、同市道を南東へ進み市道4 - 3293号線との交点に至り、市道4 - 3293号線を北へ進み市道4 - 3430号線との交点に至り、市道4 - 3430号線を東へ進み市道4 - 3424号線との交点に至り、市道4 - 3424号線を北東へ進み県道土浦坂東線との交点に至り、同県道を南東へ進み1級市道51号線に至り、同市道を南東へ進み市道4 - 3471号線との交点に至り、市道4 - 3471号線を南東へ進み2級市道29号線との交点に至り、2級市道29号線を南西へ進み2級市道28号線との交点に至り、2級市道28号線を南東へ進み国道354号線との交点に至り、同国道を南西へ進み2級市道34号線との交点に至り、同市道を北西へ進み市道5 - 2275号線との交点に至り、市道5 - 2275号線を南西へ進み国道408号線との交点に至り、同国道を南へ進み市道1023号線との交点に至り、同市道を北西へ進み市道1020号線の交点に至り、市道1020号線を南西へ進み市道1037号線との交点に至り、市道1037号線を南西へ進み国道354号線との交点に至り、同国道を南東へ進み市道5 - 3619号線との交点に至り、同市道を北西へ進み市道1025号線との交点に至り、市道1025号線を北東へ進み1級市道57号線との交点に至り、1級市道57号線を北へ進み市道5 - 1605号線との交点に至り、市道5 - 1605号線を北東へ進み市道5 - 1704号線との交点に至り、市道5 - 1704号線を北東へ進み市道5 - 1586号線との交点に至り、市道5 - 1586号線を南東へ進み1級市道58号線との交点に至り、1級市道58号線を南東へ進み市道1023号線との交点に至り、市道1023号線を南東へ進み市道1020号線との交点に至り、市道1020号線を北東へ進み市道5 - 1499号線との交点に至り、市道5 - 1499号線を北西へ進み1級市道58号線との交点に至り、1級市道58号線を北西へ進み県道土浦坂東線との交点に至り、同県道を西へ進み市道5 - 1335号線との交点に至り、同市道を北へ進み日本自動車研究所外周道路との交点に至り、同外周道路を北へ進み県道土浦境線との交点に至り、同県道を北西へ進み市道3 - 1278号線との交点に至り、同市道を北西へ進み市道3 - 1289号線との交点に至り、市道3 - 1289号線を西へ進み市道3 - 1279号線との交点に至り、市道3 - 1279号線を北へ進み市道3 - 1250号線との交点に至り、市道3 - 1250号線を北西へ進み市道3 - 1093号線との交点に至り、市道3 - 1093号線を東へ進み市道3 - 1069号線との交点に至り、市道3 - 1069号線を北西へ進み1級市道37号線との交点に至り、1級市道37号線を東へ進み市道3 - 1058号線との交点に至り、市道3 - 1058号線を北へ進み市道2 - 2334号線との交点に至り、市道2 - 2334号線を北へ進み1級市道24号線との交点に至り、1級市道24号線を北西へ進み市道2 - 2264号線との交点に至り、市道2 - 2264号線を北へ進み市道2 - 2268号線との交点に至り、市道2 - 2268号線を西へ進み市道2 - 2258号線との交点に至り、市道2 - 2258号線を北へ進み市道2 - 2180号線との交点に至り、市道2 - 2180号線を北へ進み市道2 - 2182号線との交点に至り、市道2 - 2182号線を西へ進み市道2 - 2185号線との交点に至り、市道2 - 2185号線を北へ進み県道長高野北条線との交点に至り、同県道を東へ進み市道2 - 2111号線との交点に至り、同市道を北へ進み市道1 - 4626号線との交点に至り、市道1 - 4626号線を北西へ進み市道2 - 2090号線との交点に至り、市道2 - 2090号線を南へ進み市道1 - 4627号線との交点に至り、市道1 - 4627号線を北西へ進み1級市道13号線との交点に至り、1級市道13号線を南西へ進み1級市道22号線との交点に至り、1級市道22号線を南西へ進み2級市道16号線との交点に至り、2級市道16号線を南西へ進み市道2 -

2002号線との交点に至り、市道2 - 2002号線を西へ進み県道つくば真岡線との交点に至り、同県道を南へ進み2級市道16号線との交点に至り、同市道を南西へ進み市道2 - 3306号線との交点に至り、市道2 - 3306号線を北へ進み市道2 - 3305号線との交点に至り、市道2 - 3305号線を北西へ進み市道2 - 3307号線との交点に至り、市道2 - 3307号線を北西へ進み市道2 - 3311号線との交点に至り、市道2 - 3311号線を北へ進み市道2 - 3312号線との交点に至り、市道2 - 3312号線を西へ進み市道2 - 3279号線との交点に至り、市道2 - 3279号線を北へ進み市道2006号線との交点に至り、市道2006号線を東へ進み市道1003号線との交点に至り、市道1003号線を東へ進み市道1 - 4625号線との交点に至り、市道1 - 4625号線を北へ進み市道1 - 4529号線との交点に至り、市道1 - 4529号線を北へ進み市道1 - 4533号線との交点に至り、市道1 - 4533号線を北東へ進み市道1002号線との交点に至り、市道1002号線を南東へ進み市道1 - 4643号線との交点に至り、市道1 - 4643号線を北東へ進み市道1 - 4537号線との交点に至り、市道1 - 4537号線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 変更後の面積

5,514ヘクタール

(4) 銃猟禁止区域の存続期間

平成17年11月1日から平成28年10月31日まで



茨城県告示第1212号

昭和60年10月31日茨城県告示第1481号で告示した上台苗畑銃猟禁止区域及び内原銃猟禁止区域、並びに昭和60年10月31日茨城県告示第1479号で告示した新治銃猟禁止区域、平成8年10月28日茨城県告示第1246号で告示した守谷北銃猟禁止区域、平成11年10月28日茨城県告示第1162号で告示した守谷東銃猟禁止区域について、存続期間を更新したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第35条第12項において準用する法第34条第3項の規定により告示する。

平成17年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 (1) 銃猟禁止区域の名称

上台苗畑銃猟禁止区域

(2) 銃猟禁止区域の区域

日立市十王町伊勢富士ノ越地内の日立市と高萩市との行政界とJR常磐線との交点を起点とし、JR常磐線を南へ進み市道南関平線との交点に至り、同市道を北西へ進み市道中台・いぶき台線との交点に至り、同市道を北へ進み県道高萩友部線との交点に至り、同県道を南西へ進み林野庁林木育種センター敷地境界線との交点に至り、同境界線を南へ進み市道中台・嵐内線との交点に至り、同市道を南へ進み市道中台・いぶき台線との交点に至り、同市道を南へ進み県道高萩友部線との交点に至り、同県道を北西へ進み農道123号線との交点に至り、同農道を北へ進み東京電力(株)勿来送電線との交点に至り、同送電線を西へ進み東京電力(株)北茨城送電線との交点に至り、同送電線を北へ進みサンライズカントリークラブ管理道路との交点に至り、同管理道路を東へ進み日立市と高萩市の行政界との交点に至り、同行政界を東へ進みKDDI茨城衛星通信所敷地境界線との交点に至り、同境界線を南へ進み日立市と高萩市の行政界との交点に至り、同行政界を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 銃猟禁止区域の面積

232ヘクタール

(4) 銃猟禁止区域の存続期間

平成17年11月1日から平成37年10月31日まで

## 2 (1) 銃猟禁止区域の名称

内原銃猟禁止区域

## (2) 銃猟禁止区域の区域

水戸市赤尾関町地内の市道内原 8 - 0334号線と市道内原 6 - 05号線との交点を起点とし、市道内原 8 - 0334号線を南へ進み市道内原 8 - 0332号線との交点に至り、市道内原 8 - 0332号線を南西へ進み湿気川との交点に至り、同河川を西へ進み県道石岡城里線との交点に至り、同県道を北へ進み市道内原 8 - 0212号線との交点に至り、同市道を北西へ進み市道内原 8 - 0204号線との交点に至り、市道内原 8 - 0204号線を北東へ進み市道内原 8 - 0203号線との交点に至り、市道内原 8 - 0203号線を北へ進み市道内原 8 - 0210号線との交点に至り、市道内原 8 - 0210号線を東へ進み市道内原 8 - 0171号線との交点に至り、市道内原 8 - 0171号線を東へ進み市道内原 8 - 0174号線との交点に至り、市道内原 8 - 0174号線を北へ進み市道内原 8 - 0167号線との交点に至り、市道内原 8 - 0167号線を北東へ進み古谷川との交点に至り、古谷川を南東へ進み市道内原 6 - 05号線との交点に至り、同市道を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## (3) 銃猟禁止区域の面積

90ヘクタール

## (4) 銃猟禁止区域の存続期間

平成17年11月 1 日から平成37年10月31日まで

## 3 (1) 銃猟禁止区域の名称

新治銃猟禁止区域

## (2) 銃猟禁止区域の区域

新治郡新治村高岡地内の国道125号線と村道715号線との交点を起点とし、国道125号線を西へ進みつくば市と新治村の行政界との交点に至り、同行政界を北へ進み村道410号線に至り、同村道を北へ進み村道395号線との交点に至り、村道395号線を北へ進み村道394号線との交点に至り、村道394号線を東へ進み村道378号線との交点に至り、村道378号線を北東へ進み村道356号線との交点に至り、村道356号線を北へ進み村道353号線との交点に至り、村道353号線を北西へ進み村道349号線との交点に至り、村道349号線を南西へ進み村道351号線との交点に至り、村道351号線を北へ進み村道340号線との交点に至り、村道340号線を北東へ進み村道347号線との交点に至り、村道347号線を北へ進み村道335号線との交点に至り、村道335号線を北東へ進み村道338号線との交点に至り、村道338号線を東へ進み村道323号線との交点に至り、村道323号線を北東へ進み村道716号線との交点に至り、村道716号線を南へ進み村道 - 1号線との交点に至り、村道 - 1号線を南へ進み村道715号線との交点に至り、村道715号線を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## (3) 銃猟禁止区域の面積

50ヘクタール

## (4) 銃猟禁止区域の存続期間

平成17年11月 1 日から平成37年10月31日まで

## 4 (1) 銃猟禁止区域の名称

守谷北銃猟禁止区域

## (2) 銃猟禁止区域の区域

守谷市板戸井地内の県道取手豊岡線と鬼怒川左岸堤防との交点を起点とし、同堤防を北東へ進み守谷市と水海道市の行政界との交点に至り、同行政界を東へ進み守谷市と谷和原村の行政界との交点に至り、守谷市と谷和原村の行政界を南東へ進み常磐自動車道との交点に至り、常磐自動車道を南西へ進み市道109号線との交点に至り、同市道を北西へ進み市道2255号線との交点に至り、市道2255号線を南西へ進み市道2253号線との交点

に至り、市道2253号線を南西へ進み市道2259号線との交点に至り、市道2259号線を南西へ進み調整池水門との交点に至り、調整池水門を北西へ進み市道2238号線との交点に至り、同市道を北へ進み市道2237号線との交点に至り、市道2237号線を北西へ進み市道2238号線との交点に至り、市道2238号線を北西へ進み市道2236号線との交点に至り、市道2236号線を北東へ進み市道2235号線との交点に至り、市道2235号線を北へ進み市道109号線との交点に至り、市道109号線を西へ進み県道取手豊岡線との交点に至り、同県道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 銃猟禁止区域の面積

390ヘクタール

(4) 銃猟禁止区域の存続期間

平成17年11月1日から平成37年10月31日まで

5 (1) 銃猟禁止区域の名称

守谷東銃猟禁止区域

(2) 銃猟禁止区域の区域

守谷市御所ヶ丘地内の、守谷市と谷和原村の行政界と国道294号線の交点を起点とし、同行政界を西へ進み市道106号線との交点に至り、同市道を南東へ進み県道野田牛久線との交点に至り、同県道を北東へ進み市道3413号線との交点に至り、同市道を南東へ進み市道3461号線との交点に至り、市道3461号線を東へ進み市道3463号線との交点に至り、市道3463号線を東へ進み守谷市と取手市の行政界との交点に至り、同行政界を南へ進み国道294号線との交点に至り、同国道を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 銃猟禁止区域の面積

591ヘクタール

(4) 銃猟禁止区域の存続期間

平成17年11月1日から平成37年10月31日まで



茨城県告示第1213号

平成12年10月26日茨城県告示第1177号で告示した旧水戸東陸軍飛行学校銃猟禁止区域の存続期間を更新し、並びに名称を変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第35条第12項において準用する法第34条第3項の規定により告示する。

平成17年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 変更後の名称

長砂・新光町銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域の区域

ひたちなか市長砂地内の県道常陸海浜公園線と核燃料サイクル開発機構の敷地境界線との交点を起点として、同敷地境界線を東へ進み海岸線との交点に至り、同海岸線を南へ進み国営常陸海浜公園の敷地境界線との交点に至り、同敷地境界線を西へ進み県道常陸海浜公園線との交点に至り、同県道を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域及びひたちなか市新光町地内の県道常陸海浜公園線と市道1級22号線との交点を起点とし、同県道を南へ進み新光町と阿字ヶ浦町との区域界との交点に至り、同区域界を南西へ進みひたちなか市那珂湊運動公園の敷地境界線との交点に至り、同敷地境界線を南へ進み県道那珂湊大洗線との交点に至り、同県道を北西へ進み国道245号線との交点に至り、同国道を北へ進み市道1級21号線との交点に至り、同市道を北東へ進み市道1級22号線との交点に至り、同市道を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 3 銃猟禁止区域の面積

838ヘクタール

## 4 銃猟禁止区域の存続期間

平成17年11月1日から平成37年10月31日まで

## 茨城県告示第1214号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所である次の診療所については、その開設者から同令第2条第2項の規定による申出の撤回があったので、同項の規定により告示する。

平成17年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
医療法人社団敬愛会 丹治医院	常陸大宮市東富町3046 - 9

## 茨城県告示第1215号

次の診療所については、その開設者より茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第2条の規定による申出があったので、同規則第3条第1項の規定により救急医療協力診療所に指定する。

平成17年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
医療法人社団敬愛会 丹治医院	常陸大宮市東富町3046 - 9

## 茨城県告示第1216号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を平成17年10月12日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成17年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 長谷川 香

住 所 茨城県水戸市平須町1820番地の54

## 茨城県告示第1217号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成17年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

土浦都市開発株式会社

## (2) 住所

土浦市大和町 9 番 1 号

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウララビル

土浦市大和町 9 番 1 号 外

## (2) 変更した事項

## ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 助 川 弘 之

(変更後) 中 川 清

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 氏 名
未定	未定	未定

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 氏 名
株式会社キャンドウ	東京都板橋区板橋 3 - 9 - 7	城 戸 博 司

## (3) 変更の年月日

ア 平成16年 6 月25日

イ 平成17年 2 月10日

## (4) 変更する理由

ア 代表者の変更による

イ テナントの新規入店による

## 3 届出年月日

平成17年 9 月28日

## 茨城県告示第1218号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成17年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

株式会社三喜

代表取締役 八木下 眞 司

## (2) 住所

千葉県柏市中央町 2 番 8 号

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンキ牛久店

牛久市中央一丁目 1 番 2 号

## (2) 変更しようとする事項

ア 駐輪場の位置

イ 廃棄物保管施設の位置

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 5 箇所

(変更後) 4 箇所

## (3) 変更する年月日

ア, イ 平成17年12月 1 日

ウ 平成17年10月 7 日

## (4) 変更する理由

店舗施設配置計画の見直しの為

## 3 届出年月日

平成17年 9 月30日

## 茨城県告示第1219号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成17年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

つくばクレオスクエア キュート

つくば市吾妻 1 丁目 6 - 1 外

## (2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 1 項）

平成17年 9 月 8 日

イ 変更した事項



## (ア) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) つくばクレオスクエア キュート

(変更後) つくばクレオスクエア キュート

## (イ) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 鎌 田 精一郎

(変更後) 藤 條 邦 裕

## (ウ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
未定	未定	未定

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ファイブ・フォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷3 - 60 - 7	上 田 稔 夫
アディダスジャパン株式会社	東京都新宿区矢来町77	ロバート・ラングスタッフ
株式会社レナウン	東京都渋谷区渋谷3 - 28 - 13	渡 辺 省 三
イトキン株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷3 - 1 - 1	辻 村 章 夫
ティンバーランドジャパン株式会社	東京都千代田区紀尾井町6 - 12 紀尾井町福田家ビル6 F	砂 田 浩 孝
株式会社レナウンネクステージ	東京都江東区永代2 - 37 - 25	佐 藤 勉
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋3 - 10 - 5	上 村 茂
フーセンウサギ株式会社	大阪府大阪市西区新町2 - 2 - 2	渡 邊 幹 男
丸高衣料株式会社	大阪府大阪市中央区玉造2 - 8 - 3	川 口 俊 治
株式会社キャン	東京都杉並区高円寺北2 - 6 - 1	小 川 智 士
株式会社クリエイティブヨーコ	長野県長野市高田667 - 16	伊 藤 洋 子
株式会社オリンピア	愛知県名古屋市中区平和1 - 6 - 1	加 藤 雅 浩
株式会社ヘルスライフ	京都府京都市南区東九条明田町6 - 1	小 森 保 彦
株式会社美高商事	東京都中野区中野5 - 33 - 7 山の手三番館2 F	小 野 一 美
株式会社織部	岐阜県多治見市旭が丘10 - 6 美濃焼卸団地9番街	奥 村 紀八郎
株式会社モリテックス	東京都渋谷区神宮前3 - 1 - 14	森 戸 祐 幸
株式会社高麗堂	岡山県倉敷市水島南緑町15 - 12	神 農 正 市
株式会社マリア・マリアコーポレーション	広島県広島市東区光町1 - 10 - 19	米 又 幹 夫
有限会社コート・ダジュール	つくば市東新井19 - 26	中 山 満 男
株式会社花水木コーポレーション	つくば市二の宮4 - 14 - 4	宮 本 多佳夫
株式会社フロジャポン	東京都武蔵野市西久保1 - 25 - 8	岩 波 修 司
株式会社植田園	龍ヶ崎市上町2918	塚 本 徹
株式会社トゥロワ ムスカテル	神奈川県横浜市中区山下町74 - 1	富 永 功 二
株式会社エーファミリー	水戸市栄町1 - 10 - 8	金 澤 誠

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
インターネット株式会社	栃木県宇都宮市峰4 - 21 - 12	川 上 勝
株式会社アスブルンド	東京都港区三田4 - 1 - 9	嶋 本 喜 司
株式会社スタジオクリップ	群馬県前橋市西片貝町1 - 288 - 5	白 石 光 司 千木良 知 巳
泰道リビング株式会社	東京都中央区日本橋浜町1 - 4 - 15	高 橋 武
株式会社やまと	東京都渋谷区千駄ヶ谷5 - 27 - 3	矢 嶋 孝 敏
ギャップジャパン株式会社	東京都港区南青山6 - 5 - 55	クリストファー ギャレック
株式会社バルス	東京都渋谷区神南1 - 19 - 4	高 島 郁 夫
株式会社もくもく	京都府京都市中京区柳馬場通蛸薬師下ル十文字町437	武 甕 芳 次
株式会社ブルーメイト	広島県福山市千田町千田1741 - 1	大 塚 民 一
株式会社タイムゾーン	東京都渋谷区千駄ヶ谷5 - 12 - 18 ノブレス Mビル1F	福 岡 顯
株式会社ポイント	水戸市泉町3 - 1 - 27	黒 田 博
株式会社ピーアンドエム	東京都中央区日本橋浜町1 - 1 - 12	泰 道 真 也
株式会社ナイスクラブ	東京都渋谷区神宮前6 - 12 - 22	菊 地 博 巳
有限会社サード	宮城県仙台市青葉区一番町2 - 5 - 32	モハムド ユセフ サード
株式会社アリシア	東京都渋谷区神宮前4 - 6 - 9	酒 井 好 宏
有限会社ウィークエンドワークス	東京都目黒区下目黒2 - 6 - 5 プライム目 黒303	長 澤 宜 伺
株式会社シティーヒル	大阪府大阪市中央区南船場4 - 2 - 4 日本 生命御堂筋ビル3F	中 田 勉
株式会社アイウォーク	東京都台東区上野4 - 5 - 11	栗 原 茂
株式会社サノセント	東京都渋谷区恵比寿南3 - 2 - 13	土 田 久 雄
有限会社パームスインターナショナル	東京都目黒区大橋1 - 8 - 3	小 西 義 夫
株式会社三鈴	東京都渋谷区代々木1 - 11 - 2	吉 田 忠
株式会社ウンナナクール	京都府京都市伏見区中島北ノ口町22	三 浦 卓 也
サンラリー株式会社	岐阜県岐阜市北鶯3 - 16	下 村 哲 郎
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1 - 48 - 14	木 山 茂 年
有限会社フェリシア	千葉県柏市西原5 - 6 - 13	佐々木 重 仁
有限会社グラフィス	東京都目黒区目黒2 - 15 - 14	山 田 寛
株式会社東京スタイル	東京都千代田区麹町5 - 7 - 1	高 野 義 雄
株式会社ニコル	東京都渋谷区東1 - 32 - 12 渋谷プロパティ ー東急ビル3F	木野村 明 廣
株式会社ピーエックス	東京都港区西麻布4 - 16 - 13	喜代永 新 太
アイア株式会社	東京都目黒区目黒本町1 - 16 - 17	萩 島 宏
有限会社グラウンドゼロ	水戸市笠原町1560	大 木 崇
株式会社クリムゾン	東京都中央区日本橋3 - 5 - 15	児 玉 俊 明
株式会社ストーンマーケット	福岡県福岡市中央区港2 - 11 - 4 ストーン マーケットビル	中 村 泰二郎

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社イオンフォレスト	東京都千代田区神田錦町1-1	蟹 瀬 令 子
株式会社ジェイアイエヌ	群馬県前橋市新堀町64-7	田 中 仁
株式会社ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1	寺 井 秀 蔵
株式会社ラッシュジャパン	神奈川県厚木市下川入828-1	アンドリュ マー ティン ゲーリー
株式会社アズノウアズ	東京都渋谷区神宮前6-25-16	浅 見 英 理
株式会社ミナミ	東京都千代田区神田小川町3-1	福 室 満 哉
株式会社ピート	東京都墨田区錦糸1-11-16	赤 池 順 一
株式会社ロフト	東京都新宿区大久保2-4-12	安 森 健
株式会社メンズ・ピギ	東京都渋谷区南平台町17-12	大 楠 祐 二
株式会社タカキュー	東京都板橋区板橋3-9-7	白 井 一 秀
堀口株式会社	東京都台東区浅草橋1-5-2	堀 口 昭
株式会社鈴丹	愛知県名古屋市中区昭和区広路通2-5	東 光 晴
クリケット株式会社	東京都品川区大崎3-6-17	藤 本 幹 雄
株式会社ツルヤ靴店	愛知県名古屋市中千種区今池3-4-10	服 部 博 幸
株式会社ウェイヴ	東京都豊島区南池袋1-28-2	望 月 威 志

## (3) 届出年月日

平成17年8月15日

## 2 市町村の意見

特になし

## 茨城県告示第1220号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成17年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

つくばクレオスクエア キュート  
つくば市吾妻1丁目6-1 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第2項）

平成17年9月8日

## イ 変更した事項

(ア) 駐車場の位置

(イ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 15箇所

(変更後) 11箇所

(3) 届出年月日

平成17年 8月16日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1221号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成17年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

クレオ

つくば市吾妻 1 丁目 7 - 1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 1 項）

平成17年 9月 8 日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 鎌 田 精一郎

(変更後) 藤 條 邦 裕

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 氏名又は名称 (株)ジェイティービートラブランド

代表者氏名 茂 原 史 則

(変更後) 氏名又は名称 (株)JTB商事

代表者氏名 三 浦 建史郎

(3) 届出年月日

平成17年 8月15日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1222号

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程（平成 3 年茨城県告示第128号）の一部を次のように改正する。

平成17年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

第 3 条 第 1 号を次のように改める。

(1) 加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金の利子補給率

貸付期間	融資機関	資金種類		加工流通施設整備資金		保健機能増進施設整備資金	
		貸付対象者		A		A	
				貸付金のうち2億7千万円までの部分	貸付金のうち2億7千万円を超える部分	B	貸付金のうち2億7千万円までの部分
6年以内	ガイドライン第3の2の(1),(3)及び(5)の場合	年1.85%	年1.60%	年1.35%	年2.10%	年1.85%	年1.60%
	上記以外の場合	年1.00%	年0.75%	年0.50%	年1.25%	年1.00%	年0.75%
6年を超え7年以内	ガイドライン第3の2の(1),(3)及び(5)の場合	年1.75%	年1.50%	年1.25%	年2.00%	年1.75%	年1.50%
	上記以外の場合	年0.90%	年0.65%	年0.40%	年1.15%	年0.90%	年0.65%
7年を超え8年以内	ガイドライン第3の2の(1),(3)及び(5)の場合	年1.65%	年1.40%	年1.15%	年1.90%	年1.65%	年1.40%
	上記以外の場合	年0.80%	年0.55%	年0.30%	年1.05%	年0.80%	年0.55%
8年を超え9年以内	ガイドライン第3の2の(1),(3)及び(5)の場合	年1.55%	年1.30%	年1.05%	年1.80%	年1.55%	年1.30%
	上記以外の場合	年0.70%	年0.45%	年0.20%	年0.95%	年0.70%	年0.45%
9年を超え10年以内	ガイドライン第3の2の(1),(3)及び(5)の場合	年1.45%	年1.20%	年0.95%	年1.70%	年1.45%	年1.20%
	上記以外の場合	年0.60%	年0.35%	年0.10%	年0.85%	年0.60%	年0.35%
10年を超え11年以内	ガイドライン第3の2の(1),(3)及び(5)の場合	年1.35%	年1.10%	年0.85%	年1.60%	年1.35%	年1.10%
	上記以外の場合	年0.50%	年0.25%	年0.00%	年0.75%	年0.50%	年0.25%
11年を超え12年以内	ガイドライン第3の2の(1),(3)及び(5)の場合	年1.35%	年1.10%	年0.85%	年1.60%	年1.35%	年1.10%
	上記以外の場合	年0.50%	年0.25%	-	年0.75%	年0.50%	年0.25%
12年を超え13年以内	ガイドライン第3の2の(1),(3)及び(5)の場合	年1.25%	年1.00%	年0.75%	年1.50%	年1.25%	年1.00%
	上記以外の場合	年0.40%	年0.15%	-	年0.65%	年0.40%	年0.15%
13年を超え14年以内	ガイドライン第3の2の(1),(3)及び(5)の場合	年1.15%	年0.90%	年0.65%	年1.40%	年1.15%	年0.90%
	上記以外の場合	年0.30%	年0.05%	-	年0.55%	年0.30%	年0.05%
14年を超え15年以内	ガイドライン第3の2の(1),(3)及び(5)の場合	年1.15%	年0.90%	年0.65%	年1.40%	年1.15%	年0.90%
	上記以外の場合	年0.30%	年0.05%	-	年0.55%	年0.30%	年0.05%

(注) 1 「A」とは、「B」に掲げる会社以外の者をいう。

2 「B」とは、資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする場合は

5千万円、卸売業を主たる事業とする場合は1億円)を超え、かつ、その常時使用する従業員の数が300人(小売業を主たる事業とする場合は50人、サービス業又は卸売業を主たる事業とする場合は100人)を超える会社をいう。

(2) 生活環境施設整備資金の利子補給率

融資機関	貸付対象者	農 林 漁 業 者	農業協同組合等
	ガイドライン第3の2の(1)、(3)及び(5)の場合	年1.25%	年1.25%
	上 記 以 外 の 場 合	年0.40%	年0.40%

(注) 1 「農業協同組合等」とは、農業協同組合その他の農林漁業者の組織する団体又はガイドライン第3の1の(3)に規定する第3セクターをいう。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の規定は、平成17年9月20日以後になされた貸付けに係る中山間地域活性化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係るものについては、なお従前の例による。

茨城県告示第1223号

平成17年9月14日付けで、麻生北部土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により平成17年10月13日認可した。

なお、同法第30条第2項の認可のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県を被告として認可処分の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1224号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成17年10月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 355号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
笠間市大字来栖字中郷2950番2から 笠間市大字来栖字横枕576番3まで	旧	メートル 最大 52.6 最小 26.2	メートル 307	
	新	最大 55.2 最小 26.2	307	事業計画の変更

茨城県告示第1225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成17年10月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 118号
- 2 供用開始の区間 常陸大宮市下村田字坪井上558番7地先から  
常陸大宮市下村田字坪井上2454番4地先まで
- 3 供用開始の期日 平成17年10月26日

茨城県告示第1226号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第1項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を行ったので、茨城県県税条例施行規則（昭和34年茨城県規則第107号）第33条の3の規定により告示する。

平成17年10月20日

茨城県水戸県税事務所長 細 谷 丈 夫

県 名	特約業者の氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	特約業者の指定の年月日
茨 城	茨城沿海地区漁業協同組合連合会	茨城県水戸市三の丸1丁目1番33号	平成17年10月1日

茨城県告示第1227号

美野里町長から平成17年9月14日付け美都建発第289号により協議のあった基盤整備促進事業（基幹水利施設補修）部室地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、平成17年10月6日適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第96条の2第5項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県水戸土地改良事務所長に異議申出をすることができる。

平成17年10月20日

茨城県水戸土地改良事務所長 庄 司 昭 也

- 1 縦覧に供する書類  
基盤整備促進事業（基幹水利施設補修）部室地区計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成17年10月21日から  
平成17年11月18日まで
- 3 縦覧の場所  
茨城県水戸土地改良事務所

茨城県告示第1228号

筑西市から平成17年9月15日付けで協議のあった門井下地区土地改良事業（かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、平成17年10月3日適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第96条の2第5項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に土地改良事務所長に異議申出をすることができる。

平成17年10月20日

筑西土地改良事務所長 足 立 洋 一

1 縦覧に供する書類

門井下地区土地改良事業（かんがい排水）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年10月21日から

平成17年11月18日まで

3 縦覧の場所

筑西土地改良事務所

茨城県告示第1229号

猿島郡境町2076番地に事務所を置く長井戸沼土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成17年10月20日

茨城県境土地改良事務所長 伊 藤 幸 平

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	森 田 登	古河市仁連722番地 1

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	森 田 大 助	古河市仁連740番地 2

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第110号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成17年10月20日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
阿久津尚一後援会	桜井俊男	阿久津 トヨ子	東茨城郡美野里町小曾納464 - 5	H17.9.5
神栖21グループ	門田興基	沼田清衛	神栖市日川1918 - 47	H17.9.8
ふるさとを愛する会	梅原孝雄	磯山勝則	行方市藤井186	H17.9.12
公職選挙法を守る会	植竹和夫	小川敦史	古河市上辺見1178 - 1	H17.9.15
政治結社大日本自警団	宮内和則	大堀勝一	稲敷市阿波1247 - 1	H17.9.26
新生「かさま」市民の会	宮山茂夫	石 ■ 晃	笠間市笠間1579 - 4	H17.9.27
神栖市市政研究会	山中喜吉	保立豊	神栖市大野原中央5 - 6 - 50	H17.9.28



## 茨城県選挙管理委員会告示第111号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成17年10月20日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	自由民主党茨城県柔道 接骨師会支部		庄 司 民 朗		H17.9.1
旧			竹 藤 敏 夫		
新	茨城県柔道接骨師連盟		庄 司 民 朗		H17.9.1
旧			竹 藤 敏 夫		
新	自由民主党里美支部	井 坂 勝 安	興 野 勉		H17.9.2
旧		小 林 信 房	井 坂 勝 安		
新	日本遺族政治連盟茨城 県本部		君 島 進		H17.9.6
旧			三 村 士 郎		
新	茨城県接骨師連盟				H17.9.15
旧		茨城県柔道接骨師連盟			
新	平間小四郎後援会	飯 山 博 司	横 山 幸 夫		H17.9.15
旧		山 中 聖 敏	潮 田 昇 一 郎		
新	自由民主党東日本とき わ会茨城県支部		若 松 廣		H17.9.15
旧			萩 原 正 嗣		
新	自由民主党茨城県農協 支部	平 間 敬 章	星 友 幸		H17.9.21
旧		廣 木 昇	砂 押 英 明		
新	21世紀の茨城を創る県 民会議			水戸市笠原町1189 - 2 グリーンヒ ル西野ビル3階	H17.9.22
旧				水戸市米沢町字上組345 - 1	
新	橋本まさる後援会			水戸市笠原町1189 - 2 グリーンヒ ル西野ビル3階	H17.9.22
旧				水戸市米沢町字上組345 - 1	
新	森元恒雄茨城県後援会		岩 間 靖 彦		H17.9.26
旧			前 田 尚 利		
新	自民党茨城県地方自治 振興支部		岩 間 靖 彦		H17.9.26
旧			前 田 尚 利		
新	自由民主党水海道支部		草 間 勲		H17.9.27
旧			大 島 道 夫		
新	自由民主党茨城県連八 郷支部	桜 井 富 夫			H17.9.27
旧		関 野 和 夫			
新	茨城県電気工業業工業 組合政治連盟	柏 和 三	森 島 正 見		H17.9.28
旧		高 橋 光 夫	川 崎 卓 男		

~~~~~

## 公 告

### 環境影響評価法の対象事業の工事着手について

茨城県環境影響評価条例（平成11年茨城県条例第7号。以下「条例」という。）第35条の規定において準用する条例第29条第1項の規定に基づき、国土交通省関東地方整備局長 門松 武 及び国土交通省東京航空局長 城石 幸治 から環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業（以下「対象事業」という。）に係る工事に着手した旨の通知があったので、条例第35条の規定において準用する条例第29条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 事業者の氏名及び住所

- (1) 事業者の氏名 国土交通省関東地方整備局長 門松 武  
国土交通省東京航空局長 城石 幸治
- (2) 事業者の住所 (関東地方整備局) 神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地  
(東京航空局) 東京都千代田区九段南1丁目1番15号

#### 2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 百里飛行場民間共用化事業
- (2) 種類 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業
- (3) 規模 新設する滑走路の長さ2,700m

#### 3 条例第29条第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

対象事業に係る工事に着手したとき（第1号）

#### 4 条例第29条第1項各号のいずれかに該当することとなった年月日

平成17年10月4日

### 家畜伝染病の発生及び転帰の報告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のとおり届出があったので、同条第4項により公示する。

平成17年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

| 家畜伝染病の種類     | 家畜の種類 | 患畜及び疑似患畜の区分 | 発生羽数    | 発 生 場 所   | 発生年月日         | 転 帰                   |
|--------------|-------|-------------|---------|-----------|---------------|-----------------------|
| 高病原性鳥インフルエンザ | 鶏     | 疑似患畜        | 31,180羽 | 石岡市（旧八郷町） | 平成17年<br>9月8日 | 家畜伝染病予防法第17条の規定により殺処分 |

### 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成17年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

神栖市知手字太高6062番 1 , 6063番 2

2 事業主の住所及び氏名

神栖市知手中央 5 - 1 - 4 - 201

和 田 功 一



1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市小堤字田向1801番 8

2 事業主の住所及び氏名

古河市関戸755番地 1

峰 香 織



1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城市大字結城字城ノ内8776番 9

2 事業主の住所及び氏名

栃木県佐野市若宮下町 9 番地29

株式会社エフアンドエフ

代表取締役 藤 川 欣 洋



正 誤

平成17年10月11日付け茨城県報第1713号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行           | 誤         | 正                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|-------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 下から<br>15行目 | 都市整備課     | 都市計画課                                                                                                                                                                                                                 |
| 16  | 上から<br>1行目  | 1 都市計画の種類 | <p>取手都市計画公園の変更に伴い、取手市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。</p> <p>平成17年10月11日<br/>茨城県知事 橋本 昌</p> <p>1 都市計画の種類</p> |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)